

入学案内 募集要項

AJS国際学園 AJS INTERNATIONAL ACADEMY

所在地:〒270-1167 千葉県我孫子市台田4-11-3

電話:04-7192-6604 Fax:04-7192-6605

ホームページ:<https://akiragakuen.com/>

E-mail:akiragakuen@gmail.com

I。設置者紹介

株式会社AJS

代表取締役 平原 新吾

(沿革)

- ・2018年8月、当社は日本語教育機関「AJS国際学園」の運営を目的に設立
 - ・2019年5月、法務省より日本語教育機関として告示をうける
 - ・2020年10月、コロナ禍により入国が遅れていた学生を受け入れる
 - ・2023年10月、適正校クラスⅡと選定される
 - ・2024年4月、定員数を100名から140名に増員
 - ・2025年10月、適正校クラスⅠに選定される
 - ・2026年4月、定員数を140名から160名に増員
- 現在8か国から留学生を受け入れている

Ⅱ.学校紹介・理念

【基本理念】

本校は、留学生への日本語教育を通して、将来日本社会に貢献し活躍していけるための目標を明確に持たせ、その達成に向けて自ら考え行動できる人材を育成する。

【目的】

日本での進学を希望する学習者に対し、B2レベル相当の日本語能力と進学に必要な学習技能を習得させ、高等教育機関における学びを通して社会の中で協調しながら共生しながら考え行動できる基盤を形成する。

【目標】

- ・B2レベル相当の日本語能力を身につけ、進学後の学習や社会生活に対応できるコミュニケーション力を養う
- ・自身の目標達成に必要な自己管理能力を養う
- ・将来の目標を明確にし、希望する進路を実現させる

【校舎の概要と立地】

普通教室4室、教員室、事務室、図書室、保健室があり、駐輪場を併設しています。

所在地: 〒270-1167 千葉県我孫子市台田4-11-3(地上1階～3階)

アクセス : JR常磐緩行線「北柏」駅徒歩8分

・立地

我孫子市は東京の隣、千葉県にあり、東京までは電車で30分余り、成田空港まで1時間、羽田空港まで1時間30分という便利な場所にあり、東京に比べて生活費は安く、アルバイト先も多数あります。近隣は閑静な住宅街で、駅の周りは再開発され活気があります。近隣には病院も多数あり健康管理には心配ない立地です。

Ⅲ. 入学後の生活について

[住居について]

学校が寮を用意しています。入居希望の学生は、在留資格認定証明書交付後に連絡して下さい。また、寮に入らずに親戚、友達等と住む場合は、事前に学校にどこの誰と住むかを連絡してください。日本では通学の交通費も高いので、学校から遠いところに住むことはしないでください。

[寮について]

寮については、どこの寮に入るかを学校が、国籍・性別等考慮して決定します。

部屋は1人部屋、複数人部屋があります。

必要な家電製品、家財道具等は揃ってますので安心してください。

費用項目	初期費用	6か月目以降
入寮費	40,000円	0円
前払い家賃(6か月分)	240,000円	40,000円
設備費、保険料等	60,000円	0円
合計	340,000円	40,000円

[生活費について]

1. 在学中に係る一般的な生活費について

1か月当りの住居費、食費、光熱費、携帯代、交通費、国民健康保険料等で約8万～9万円かかります。

2. アルバイト

留学生は資格外活動許可を取得すると、1週間28時間以内のアルバイトが認められます。※学校の定めた長期休暇中は1日8時間以内のアルバイトが認められます。但し、18歳未満の学生は、22時以降のアルバイトはできません。

3. 役所への登録、銀行口座開設

当校職員が案内します。

4. 病気や事故発生時

近くの病院に、当校職員が付き添います。

Ⅳ. 入学について

1. 出願先、お問い合わせ先

学校名	所在地	メールアドレス
AJS国際学園	〒270-1167千葉県我孫子市台田4-11-3	akiragakuen@gmail.com

2. 入学時期と学習期間

入学は年に2回あります

	4月入学	10月入学
学習期間	2年0か月	1年6か月

3. 出願資格

出願者は以下の条件を満たすものとします。

- 1)12年以上の学校教育もしくは、それに準ずる課程を修了している者、又は修了する見込みのある者。
- 2)年齢が18歳以上の者。
- 3)信頼のおける経費支弁者を有し、留学生活に係る一切の費用を支弁できる能力がある者。
- 4)日本語を180時間以上履修し、日本語A1レベル相当の日本語能力がある者。ただし、進学1年6ヶ月課程は日本語を300時間以上履修し、日本語A2レベル相当の日本語能力がある者。
- 5)これまで日本の全ての在留資格に関して不交付履歴の無い者(但し、当校において不交付履歴がある場合、再申請する場合がある)。これまで家族を含め不法滞在歴が無い者。

4. 選考方法

- 1)書類選考
- 2)面接
- 3)試験

5. 出願の提出書類

学生の提出書類、経費支弁者の提出書類を準備し、提出期限までに本校へ提出してください。

■学生提出書類

書類の種類		注意事項	
1	入学願書	当校指定、写し	名前の表記はパスポート表記で記入すること
2	履歴書・留学理由書	当校指定写し	現在までの経歴を空白の期間がないように記載してください。 留学理由については具体的に詳しく書いてください。
3	最終学歴の卒業証書	写し	卒業証書または卒業証明書
4	在学証明書	写し	現在、高校・大学に在学している場合
5	在職証明書	写し	現在までに、働いたことがある場合
6	日本語能力証明	写し	当校指定の日本語試験合格証明書等 日本語学習証明書(必要に応じて提出、提出の場合は原本)
8	パスポート	写し	日本入国歴がある場合、出入国のわかるページの写しも提出すること
9	写真	8枚	縦4cm×横3cm、3か月以内に撮影されたもの 無背景、無帽のもの、裏面に氏名・国籍生年月日を記入
10	結核非発病証明書	写し	該当国籍の学生

■経費支弁者提出書類

1. 海外在住の親または親族が経費支弁する場合

書類の種類		注意事項
1	経費支弁書	当校指定の原本
2	残高証明書	原本
3	通帳、銀行入出金明細	過去1年分の原本
4	在職証明書等	会社員の場合→在職証明書

		自営業者の場合→営業許可証等の写し 会社役員の場合→会社登記簿謄本等
5	公的機関が発行した収入を証明する書類	過去1年分の原本 納税証明や収入証明など(給与明細は不可)
6	住民票	世帯全員の写し
7	申請者と経費支弁者の関係を証明する書類	戸籍謄本、親族関係公正証書等の写し

2. 日本在住の親または親族が経費支弁する場合

	書類の種類	注意事項
1	経費支弁書	当校指定の原本
2	残高証明書	原本
3	通帳、銀行入出金明細	過去1年分の原本
4	在職証明書等	会社員の場合→在職証明書 自営業者の場合→営業許可証等の写し 会社役員の場合→会社登記簿謄本等
5	公的機関が発行した収入を証明する書類	過去1年分の原本 納税証明や収入証明など(給与明細は不可)
6	住民票	世帯全員の写し
7	申請者と経費支弁者の関係を証明する書類	戸籍謄本、親族関係公正証書等の写し

3. 申請人本人が経費支弁する場合

	書類の種類	注意事項
1	経費支弁書	当校指定の原本
2	残高証明書	原本
3	通帳、銀行入出金明細	過去1年分の原本
4	在職証明書等	会社員の場合→在職証明書 自営業者の場合→営業許可証等の写し 会社役員の場合→会社登記簿謄本等
5	公的機関が発行した収入を証明する書類	過去1年分の原本 納税証明や収入証明など(給与明細は不可)
6	緊急連絡先	家族等の名前、関係、住所、電話番号、E-mailアドレスを自由書式にて明記してください

[注意事項]

- ・書類は全てA4サイズ・片面印刷にて提出してください。
- ・記入は、黒のボールペンで記入ください。
- ・提出書類は、発行から3か月以内の日付で提出してください。
- ・申請者、経費支弁者本人が記載してください。
- ・返却を希望する書類は出願時にご連絡下さい。出入国在留管理局に提出した書類は返却されません。
- ・日本語翻訳には日付と翻訳者名を記載するか、翻訳証明書を添付してください。

6. 出願から入学まで手続きについて

	進学2年コース	進学1年6か月コース
学校説明会	8月中旬～9月中旬	3月中旬～4月中旬
入学願書等書類提出及び 選考料振込み	9月初旬～10月初旬	3月下旬～4月下旬
入学選考	願書受付後、書類審査、面接、筆記試験	
選考結果連絡	選考後10日以内	
最終書類準備	10月初旬～11月上旬	4月下旬～5月下旬

学校から出入国在留管理局に 在留資格認定 申請	11月中旬	6月初旬
出入国在留管理局から 在留資格認定証明書交付	2月下旬	8月下旬
在留資格認定証明書写し 入学許可証写し、請求書送付 (不交付者については、理由を 説明)	2月下旬	8月下旬
学費等振込み	2月下旬～3月上旬	8月下旬～9月初旬
在留資格認定証明書 入学許可書送付	授業料等振込み確認後随時	
現地来日前説明会実施	3月上旬～3月中旬	9月初旬～9月中旬
学生居住国日本大使館 領事館にビザ申請	3月中旬～3月下旬	8月下旬～9月中旬
ビザ交付・航空券手配	3月中旬～3月下旬	9月中旬～9月下旬
入寮・役所手続き・ 銀行口座開設等	3月下旬～4月上旬	9月下旬～10月初旬
入学式・ガイダンス	4月初旬	10月初旬
授業開始		

V. 学費の支払いと返金規定について

1. 学費等の支払い方法

本校による書類選考及び出入国在留管理局による在留資格の審査が終了し在留資格認定証明書が発行された場合、その旨を直接ご連絡します。

それにより、下表の納付金を払い込んでいただき、入金を確認でき次第、入学許可書及び在留資格認定証明書をお渡しいたします。

尚、振込は円で振り込んで下さい。振込手数料・為替手数料等は、振込み人負担です。

■学費

課程名		選考料	入学 金	授業料	施設 費	設備費	教材費	課外活 動費	保険料	健康 管理 費	その 他 (VISA 更新 料等)	各年小 計	合計
進学 2年 課程	1 年 目	20,000 円	50,000 円	720,000 円	10,000 円	10,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円	8,000 円	7,000 円	885,000 円	1,700,000 円
	2 年 目			720,000 円	10,000 円	10,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円	8,000 円	7,000 円	815,000 円	
進学 1年6 か月 課程	1 年 目	20,000 円	50,000 円	720,000 円	10,000 円	10,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円	8,000 円	7,000 円	885,000 円	

	2 年 目			360,00 0円	10,00 0円	10,000 円	15,000 円	10,000 円	5,000 円	4,000 円	3,500 円	407,50 0円	1,292,50 0円
--	-------------	--	--	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------	------------	--------------	----------------

*上記金額は税別金額です。実際の納付金は上記金額に税率10%の金額を加えたものになります。(2026年度現在税率は10%、今後変更される場合があります)

※ 学費納入上の注意

- ・2回目の学費は新学期が始まる前に納入してください。具体的な納入時期は、その際通知します。
- ・既納の納入金については、理由の如何を問わず原則として返還しません。
- ・2年次以降の授業料について分割納入することができます。

2. 支払指定口座

銀行名(Bank Name)	MUFG BANK, LTD.
支店名(Branch Name)	KASHIWA BRABCH
銀行住所(Bank Address)	1-2-5 Kashiwa, Kashiwa-shi, Chiba, Japan
銀行電話番号(Bank Phone Number)	+81-4-7166-1161
口座(Account)	ORDINARY
支店番号(Branch No.)	454
口座番号(Account No.)	0445056
口座名義(Account Name)	KABUSHIKIGAISSYA AJS
名義人住所(Account Address)	4-11-3 Daida, Abiko-shi, Chiba, Japan
名義人電話番号(Account Phone No.)	+81-4-7192-6604
銀行コード(SWIFT CODE)	BOTKJPJT

3. 返金方法

すでに納入された納付金は、原則として返金しません。ただし、以下の理由で校長が認めた場合返金します。

1. 入国前

- (1) 在留資格認定申請書類提出後に入学辞退した場合、「在留資格認定証明書」の交付、不交付に関わらず、選考料は返金しない。
- (2) 「在留資格認定証明書」交付後で納付金等支払い前に入学辞退した場合には、選考料は返金しない。
- (3) 「在留資格認定証明書」交付後に納付金等を支払ったが、授業開始前に入学を辞退した場合
 - ア) 選考料及び入学金は返金しない。
 - イ) 「在留資格認定証明書」及び「入学許可書」の返却が確認された後に、残りの納付金等は返金する。その際、事務手数料として30,000円(税抜)を控除する。
- (4) 入国査証(ビザ)を取得した後、来日以前に入学を辞退した場合
 - ア) 選考料及び入学金は返金しない。
 - イ) 「旅券に添付された査証に取消印のあるページ」の複写の提出及び「入学許可書」・「在留資格認定証明書」の返却が確認された後に、授業料は返金する。その際、事務手数料として30,000円(税抜)を控除する。
- (5) 日本大使館・領事館から入国査証(ビザ)発給が拒否された場合
 - ア) 選考料及び入学金は返金しない。
 - イ) 「旅券に記載された在留認定不許可」の複写、「入学許可書」・「在留資格認定証明書」の返却がされた後に、授業料は返金する。その際、事務手数料として30,000円(税抜)を控除する。

2. 入国後

- (1) 学期開始後の退学については、当該学期の授業料等納付金は返金しない。
- (2) 返金する授業料等は、留学の在留資格が失効したことを本校が確認し、退学届が提

出され、学生証が返納された場合、返金する。

(3) 除籍の場合は、いかなる返金も行わない。

3. 事務手数料とは、文部科学省への報告文書作成代および報告時の通信費、これに関わる人件費、帰国確認等にかかる通信費、クラス編成や授業担当教員手配にかかる人件費等をいう。
4. 免責事項 天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料およびその他の費用の返金を行わない。